

経営会議設置要綱

1 設置目的

組織マネジメントなどに係る重要課題について協議を行うため、経営会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 構成

会議の構成員は次のとおりとする。

- (1) 知事、副知事、危機管理統括監、最高デジタル責任者、知事部局の各部長、会計管理者兼出納局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長
- (2) 必要に応じて、知事部局の局長、理事、警察本部長、東京事務所長が出席する。
- (3) 上記の構成員以外の者で知事が指名した者は会議に出席するものとする。

3 会議

- (1) 会議は、知事が招集する。
- (2) 会議は、必要に応じて開催する。
- (3) 会議は戦略企画部長が司会する。
- (4) 構成員に事情のあるときは、副部長等が代理出席することができる。

4 幹事会

- (1) 会議に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、会議における議題の論点整理など、必要な協議・調整を行う。
- (3) 幹事会の運営に必要な事項は別途定める。

5 事務局

会議の事務局は戦略企画部戦略企画総務課が担当する。

6 その他

この要綱に定めのないことで疑義が生じた場合は、戦略企画部を担当する副知事と戦略企画部長が協議の上決定する。

(附則)

- 1 本要綱は、平成24年4月23日から施行する。
- 2 総合経営会議設置要綱は廃止する。
- 3 本要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 本要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 本要綱は、平成29年4月3日から施行する。
- 6 本要綱は、平成30年4月2日から施行する。
- 7 本要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 8 本要綱は、令和3年11月1日から施行する。